- ●平成24年4月1日施行の食品中の放射性物質の基準値は、一般食品100ベクレル/キログラム、乳児用食品 50ベクレル/キログラム、牛乳50ベクレル/キログラム、飲料水10ベクレル/キログラムです。
- ●上記基準値は流通品を対象とした、国の基準値です。
- ●これまでの検査で放射性セシウムが検出されたものは、いずれも自家消費食品であり流通品ではありません。
- ●検査の結果、50ベクレル/キログラムを超える場合は「葛飾区食品等の放射性物質検査実施要領」第10条に基づくゲルマニウム半導体検出器(Ge検出器)による検査を行います。
- ●「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」は、一般食品を検査対象としており、飲料水、牛乳、乳児用食品及び自家消費食品等には適用されません。このため、機器の性能の範囲内で検査を行いますが、飲料水は、検出限界値が基準値を上回る場合があります。
- ●「採取・購入場所」「自家消費・流通品」欄は、検体持込者の申し出によります。
- ●自家消費とは、自らの飲食目的に採取・栽培などしたものを示します。
- ●流通品とは、販売目的で市場に流通している商品を示します。
- ●検出せずとは、( )内に記載されている検出限界値未満であることを示します。
- ●検出限界値(測定下限値)とは、測定できる最小の値のことを表します。
- ●本検査において、厚生労働省が定める「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に示されている「測定下限値(25ベクレル/キログラム以下)」を確保するためには、1キログラム相当の検体を1リットルの検査容器に充填することが必要になります。検体により充填量や密度により重量が異なると、検出限界値も異なります。
- ●本検査における検出限界値は、1キログラム相当の検体を測定した場合、セシウム134、セシウム137共に概ね3ベクレル/キログラム程度です。

令和2年度は食品等の放射性物質検査はありませんでした。